

令和8年度
広野町地域おこし協力隊
公募要項（第1次公募）

福島県広野町

1 目的

福島県広野町は、太平洋沿いに位置し、東北地方でありながら冬場でも積雪がほとんどない温暖な気候から「東北に春を告げるまち」のキャッチコピーのもと、まちづくりを進めています。この気候を象徴する資源として、昭和60年、令和3年にみかん苗木の配布を実施し、長年にわたり「みかんのある暮らし」を大切にしてきました。

現在、町内に専門の農家はいませんが、多くの住民の庭先でみかんが育っています。今回の募集では、こうした庭先のみかんの育成をサポートするとともに、今ある加工品の流通支援や、新しい活用のアイデアを一緒に考えてくださる栽培と振興のサポーターを募集します。

2 募集人員

地域おこし協力隊1名

3 募集内容等

広野町役場を拠点に、現場での作業や住民の方々との交流を中心に活動していただきます。

(1) 次世代に向けた苗木の育成と新規植栽

- ア 町が指定する場所において、次世代の核となるみかんの苗木を育成・管理。
- イ 将来的な収穫を見据え、土地の条件に合わせた適切な植栽計画の実行。
- ウ 気候変動や町の土壌により適した品種（既存の宮川早生以外を含む）の調査と試験栽培。

(2) 町民のみかん育成サポートと技術普及

- ア 昭和60年や令和3年に配布された既存の樹木の生育状況を調査。
- イ 自ら習得した剪定、施肥、病虫害防除の技術を、ワークショップや戸別訪問を通じて住民の方々へ分かりやすく伝え、一緒に手入れを行う活動。

(3) 栽培環境の維持管理

- ア 「みかんの丘」および「高倉みかん畑」の適切な維持管理と鳥獣被害対策。

(4) 既存商品の流通支援と活用アイデアの提案

- ア 既存の加工品（ジュース、サイダー等）の販路拡大やPRのサポート。
- イ 収穫したみかんの新しい活用方法（地域行事での活用案など）の提案。

4 配属先

広野町農業振興課

5 活動エリア

広野町内全域

※活動内容を遂行するために福島県内外で活動することがあります。

6 その他

任用にあたっての詳細な活動内容については別途協議により定める。

7 募集対象

- (1) 心身ともに健康な状態で、地域住民と協力しながら、地域を元気にするために意欲的に行動できる方
- (2) 現在、福島県外に居住している方で、任用後広野町に住民票を移し、広野町内に居住できる方
- (3) 普通自動車運転免許証を取得している方
- (4) 日常的にパソコンを使用できる方
- (5) 誠実に職務を行うことができる方
- (6) 町の条例及び規則を遵守し、職務命令等に従うことができる方
- (7) 地方公務員法第16条に規定する一般職員の欠格事項に該当しない方
- (8) 活動期間終了後に広野町に定住する意欲のある方
- (9) 地域住民と協力しながら、地域の活性化に向けた活動ができる方

8 求める人物像

- (1) みかんに関する専門家がない環境で、自ら外部研修等で技術を習得し、現場に活かす意欲がある方。
- (2) 住民の方々の話を丁寧に聞き、信頼関係を築きながら一緒に作業を楽しめる方。

9 勤務日数及び勤務時間

- (1) 勤務日数
週5日勤務
- (2) 勤務時間
8時30分から17時15分（1日7時間45分）
- (3) 休日
標準は、土曜日・日曜日・祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）です。また、休日に勤務した場合、原則、振替（代休）対応とします。
- (4) 超過勤務
業務内容により超過勤務を行った場合、超過勤務手当の支給又は週休振替を取得していただきます。

(5) 交通費

通勤距離が片道 2 km 以上の場合、職員の給与に関する条例（職員の給与に関する条例）準じた費用を支給します。

10 任用形態及び期間

- (1) 広野町の役場職員（会計年度任用職員）として町長が任用します。
- (2) 期間は任用の日から当該年度の 3 月 31 日まで。（年度単位で更新し、最長で任用日から 3 年）
- (3) 任用後 1 か月は、条件付き採用期間となり、その間に職務を良好な成績で遂行したときに正式採用となります。
- (4) 隊員としてふさわしくないと判断した場合は、任用期間中であってもその職を解くことができるものとします。

11 報酬

月額 236,700 円（昇給なし。賞与・手当等あり。）

12 待遇及び福利厚生等

- (1) 地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員となります。
一般職の地方公務員として地方公務員法が適用され、条件付採用や人事評価等の対象となります。また、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、職務上知り得た秘密を守る義務、職務専念義務等が適用され、懲戒処分等の対象となります。
- (2) 健康保険・厚生年金保険・雇用保険に加入し、保険料を町が報酬から控除します。※活動中の怪我などには、公務災害補償が適用されます。
- (3) 年次休暇は労働基準法等関係法令により定めます。1 週間の勤務日数及び任期により、最大 10 日（再度の任用時、繰り越し有）
- (4) 特別休暇（公民権行使、官公署出頭、忌引、夏季休暇、産前産後、骨髄等ドナー等）
- (5) 活動期間中の住居は町で仲介しますが、家賃・光熱水費等は利用者の負担とします。

13 応募手続

(1) 応募書類受付期間

令和 8 年 5 月 1 日（金）～令和 8 年 5 月 15 日（金）

※応募書類は郵送で受け付けます。

※郵送の場合、提出書類を封入した封書に「広野町地域おこし協力隊公募」と朱

書きしてください。

(2) 提出書類

選考に係る下記書類を提出してください。

ア 広野町地域おこし協力隊公募用紙兼履歴書

イ 地域おこし協力隊活動目標レポート（用紙A4、書式自由）

「地域おこし協力隊として行いたい活動と活かせる私の経験や能力」をテーマとし、1000文字程度でレポートを作成してください。

※なお、提出された書類は返却いたしません。

ウ 住民票の抄本（募集開始以降の日付、提出する日から3ヶ月以内に発行されたもの）

【住民票についてはコピー可、2次選考までに原本を提出してください。】

※ 広野町地域おこし協力隊公募用紙兼履歴書の書式は、広野町公式ウェブサイトからダウンロードできます。

※ 提出いただいた書類は返却しませんが、記入された内容は適正に管理し、地域おこし協力隊の選考以外の目的には使用しません。

14 申し込み・お問い合わせ先

〒979-0402

福島県双葉郡広野町大字下北迫字苗代替 35 政策企画課

メールアドレス：seisaku@town.hirono.fukushima.jp

電話：0240-27-1251

※ お問い合わせにつきましてはメールでお願いします。回答はメールで返信させていただきます。

15 選考方法、内容、日時及び場所

区分	選考方法	内容	日時及び会場
第1次選考	書類選考	提出された書類から、受験資格、応募動機等を審査します。	
第2次選考	面接	地域おこし協力隊としての適性、対人関係能力、使命感、社会性、表現力等、人物について個別面接を行います。	日にち：令和8年5月27日 (水) 会場：広野町役場

※ 第2次選考は、第1次選考の合格者に対して行います。詳細については、合格通知によりお知らせします。

※ 第2次選考に要する交通費等は応募者の負担とします。

16 合格発表

区分	合格発表日（予定）	方法
第1次選考	令和8年5月20日（水）	合否の結果および合格者に第2次選考の詳細を郵便で通知します。
第2次選考	令和8年5月28日（木）	合否の結果を郵便で通知します。

※ 内定が決まった場合、「健康診断書」を提出していただきます。